

【全国】令和元年度のいじめ認知件数等

(令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 ※抜粋)

3. いじめ

(3-1)いじめの認知学校数・認知件数

区分	学校総数:A(校)	認知した学校数:B(校)	比率:B/A×100(%)	認知件数:C(件)	1校当たりの認知件数:C/A(件)	認知していない学校数:D(校)	比率:D/A×100(%)	
小学校	国立	72	71	98.6	3,632	50.4	1	1.4
	公立	19,523	17,294	88.6	479,447	24.6	1,982	10.2
	私立	237	120	50.6	1,466	6.2	113	47.7
	計	19,832	17,485	88.2	484,545	24.4	2,096	10.6
中学校	国立	77	71	92.2	885	11.5	6	7.8
	公立	9,494	8,438	88.9	102,738	10.8	976	10.3
	私立	799	436	54.6	2,901	3.6	324	40.6
	計	10,370	8,945	86.3	106,524	10.3	1,306	12.6
高等学校	国立	19	13	68.4	42	2.2	6	31.6
	公立	4,108	2,860	69.6	13,918	3.4	1,241	30.2
	私立	1,538	759	49.3	4,392	2.9	767	49.9
	計	5,665	3,632	64.1	18,352	3.2	2,014	35.6
特別支援学校	国立	45	22	48.9	108	2.4	23	51.1
	公立	1,085	497	45.8	2,963	2.7	587	54.1
	私立	14	2	14.3	4	0.3	12	85.7
	計	1,144	521	45.5	3,075	2.7	622	54.4
計	国立	213	177	83.1	4,667	21.9	36	16.9
	公立	34,210	29,089	85.0	599,066	17.5	4,786	14.0
	私立	2,588	1,317	50.9	8,763	3.4	1,216	47.0
	計	37,011	30,583	82.6	612,496	16.5	6,038	16.3

(注1) いじめの定義

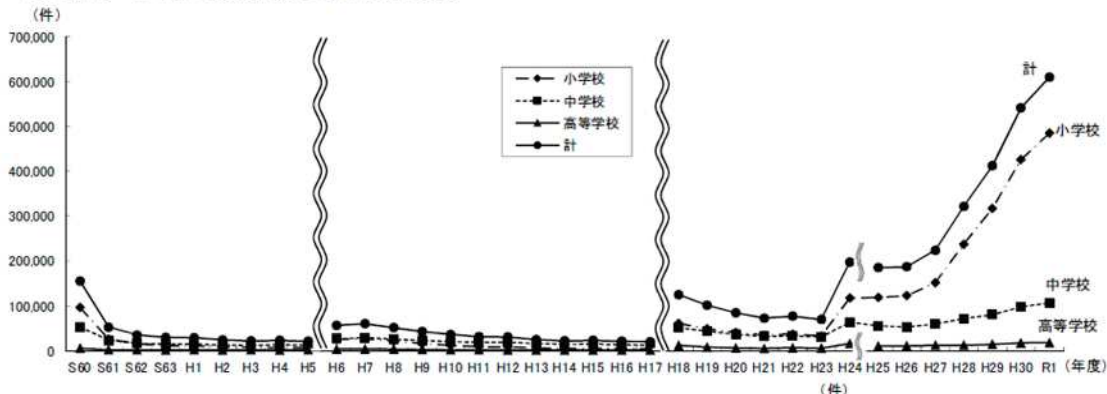
本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注2) 調査対象は国公私立小・中・高等学校及び特別支援学校。小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。高等学校の全定置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したもの。

(注3) 高等学校の全定置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。このため学校総数は学校基本調査の数値と一致しない。

(注4) 休校等の学校があるため、認知した学校数と認知していない学校数の合計は、学校総数と一致しない。

<参考1> いじめの認知(発生)件数の推移



	60年度	61年度	62年度	63年度	H元年度	2年度	3年度	4年度	5年度			
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390			
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817			
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391			
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598			
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78	71	84	71
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,206	23,351	21,671	20,143
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789
特別支援学校(特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817	768	963	1,274	1,704	2,044
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378
	30年度	R元年度										
小学校	425,844	484,545										
中学校	97,704	106,524										
高等学校	17,709	18,352										
特別支援学校	2,676	3,075										
計	543,933	612,496										

(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校を含める。

(注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法を改めている。

(注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

(注4) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

(注5) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

【全国】令和元年度のいじめ認知件数等

(令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 ※抜粋)

(3-15) いじめ防止対策推進法に関して(国公立)

①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)		242	297	111	6	656
法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		259	334	124	6	723
法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		99	137	61	4	301
重大な被害の態様	生命	12	33	13	0	58
	身体	11	17	14	1	43
	精神	64	73	29	1	167
	金品等	12	14	5	2	33
調査状況	調査済みの件数	68	95	36	2	201
	うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	68	90	35	2	195
	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの	0	5	1	0	6
	調査中の件数	31	42	25	2	100
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)		196	233	86	2	517
調査状況	調査済みの件数	136	171	53	0	360
	うち、調査の結果、いじめが確認されたもの	129	157	43	0	329
	うち、調査の結果、いじめが確認されなかったもの	7	14	10	0	31
	調査中の件数	60	62	33	2	157
平成30年度	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)	188	280	113	4	585
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	188	288	122	4	602
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	83	124	62	1	270
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数	134	205	78	3	420

【全国】令和元年度のいじめ認知件数等

(令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 ※抜粋)

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数(単位:件)	215	274	110	3	602
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	81	103	53	3	240
	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数(単位:件)	6	6	3	1	16
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	163	194	79	0	436
	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数(単位:件)	4	6	7	0	17
	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数(単位:件)	38	55	13	2	108
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	16	29	8	0	53
	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数(単位:件)	9	20	8	0	37
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	29	37	6	2	74
	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数(単位:件)	14	24	5	1	44
	「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数(単位:件)	6	5	1	1	13
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	2	4	0	1	7
法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	4	2	1	0	7	
法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、法第30条第2項及び法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数	「重大事態」の発生件数のうち、地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数(単位:件)	6	5	3	0	14
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	0	2	0	0	2
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)	6	5	3	0	14

(注1) いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」であり、同第2号の規定は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。

(注2) 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一選択。

(注3) 「調査状況」の「調査中の件数」には、令和元年度に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和2年度になったものも計上している。

(注4) 1件の「重大事態」が、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(注5) 「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、法第30条第2項及び法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数」については、重大事態として計上された年度にかかわらず、「令和元年度に再調査したものが」計上されている。